

4. 援護の概要

(1) 医療, 補装具費等

① 医療費の助成

制 度	対 象 者	給 付 の 内 容 等	制 限	窓 口 ・ 手 続
自立支援医療 (更生医療)	18歳以上で身体障害者手帳所持者	<p>障害者の方の障害の程度を軽減し、又は障害を除去するために医療が必要な場合に、その医療費の100分の90を公費で負担します。</p> <p>医療保険の本人負担分を給付の対象とします。</p> <p>対象となる障害と標準的な治療例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 視覚：緑内障手術、角膜移植術等 ・ 聴覚：人工内耳植込術等 ・ 音声言語：喉頭形成術等 ・ 肢体不自由：人工関節置換術 ・ 心臓：ペースメーカー移植術等 ・ 腎臓：人工透析、腎臓移植等 ・ 肝臓：肝臓移植等 ・ 小腸：中心静脈栄養法等 ・ 免疫：抗HIV療法等 <p>※詳細は立川市障害福祉課へお問い合わせください。 Tel 042 (523) 2111(代) Fax 042 (529) 8676</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村民税（所得割）額に応じて自己負担月額上限額が設定されます。 ○更生医療は手帳に記載されている障害についてのみ医療給付が認められます。 	<p>立川市障害福祉課に申請し、医療券の交付を受け、指定医療機関で診療を受けます。</p> <p>なお東京都心身障害者福祉センターの書類判定が必要となります。</p> <p>（ただし、じん臓、小腸、免疫機能障害の場合は指定医療機関の意見書で立川市が決定）</p>
自立支援医療 (育成医療)	18歳未満で、身体に障害を有するため手術等を必要とし、確実な治療効果が期待される児童	<p>身体に障害のある児童が早い時期に治療を受ける場合に、その医療費の100分の90を公費で負担します。</p> <p>（入院時の食事代は含まれません）</p> <p>※詳細は立川市子ども政策課へお問い合わせください。 Tel 042 (523) 2111(代) Fax 042 (528) 4356</p>	<p>市町村民税（所得割）が23万5千円未満の方が対象となります。</p> <p>（重度かつ継続の方を除く）</p>	<p>立川市子ども政策課に申請し、医療券の交付を受け、指定育成医療機関で診療を受けます。</p>

制 度	対 象 者	給 付 の 内 容 等	制 限	窓 口 ・ 手 続
心 身 障 害 者 医 療 費 助 成	<p>都内に住所を有し、次のいずれかに該当する方</p> <p>(1) 身体障害者手帳(1, 2級、内部障害については1～3級)所持者</p> <p>(2) 愛の手帳(1, 2度)所持者</p> <p>(3) 精神障害者保健福祉手帳(1級)所持者</p>	<p>国民健康保険や健康保険などの各種医療保険の自己負担分から、一部負担金を差し引いた額を助成します。ただし、入院時食事療養・生活療養標準負担額は助成しません。</p> <p>また、医療保険の給付対象とならないもの(健康診断や予防注射の費用、差額ベッド代等)も助成対象外です。</p> <p>※病院等で負担をいただく額等、詳細は立川市障害福祉課へお問い合わせください。</p> <p>Tel 042 (523) 2111(代)</p> <p>Fax 042 (529) 8676</p>	<p>助成を受けられない方</p> <p>①医療保険未加入の方</p> <p>②生活保護を受けている方</p> <p>③重度障害者になった年齢が65歳以上の方</p> <p>④後期高齢者医療制度の被保険者で住民税が課税されている方</p> <p>⑤所得制限基準額を超える方</p> <p>など</p>	<p>各種手帳、保険証や資格確認書など被保険者情報が記載されたものを持って、立川市障害福祉課へ申請して(☑)受給者証の交付を受けてください。</p>

② 後期高齢者医療制度の障害認定

対 象 者	内 容 等	制 限	窓 口 ・ 手 続
<p>65歳から74歳までの、身体障害者手帳1～3級、または下記(1)から(4)のどれかに該当する4級の方</p> <p>(1)下肢障害4級1号(両下肢の全ての指を欠くもの)</p> <p>(2)下肢障害4級3号(1下肢を下腿2分の1以上で欠くもの)</p> <p>(3)下肢障害4級4号(1下肢の著しい障害)</p> <p>(4)音声・言語機能障害</p>	<p>障害認定を受けることで、医療費の窓口負担が住民税課税所得等をもとに判定し、1割、2割または3割となります。</p> <p>また、保険料は後期高齢者医療制度での金額に変わります。</p>	<p>心身障害者医療費助成を受給されている市町村民税課税者は、後期高齢者医療制度が認定されると受給権がなくなります。</p>	<p>立川市保険年金課に申請し、障害認定を経て後期高齢者医療資格確認書など被保険者情報が記載されたものが交付されます。</p> <p>※加入についての相談は、立川市保険年金課まで。</p> <p>Tel 042 (523) 2111(代)</p>

③ 補装具費の支給

職業上やその他の日常生活の能力を向上させることを目的とし、あらかじめ定められた補装具を製作、修理等をする場合に補装具費を支給します。

制 度	対 象 者	支 給 の 内 容 等	制 限	窓 口 ・ 手 続
補 装 具 費 支 給 制 度	身体障害者手帳 所持者	<p>職業上やその他の日常生活の能力を向上させることを目的として、判定等で定められた補装具の作製や修理等に要する費用を支給する制度です。</p> <p>利用者負担は基準額の原則 1 割です。ただし、市民税非課税世帯の方は無料です。</p> <p>ア. 眼鏡, 義眼, 視覚障害者用安全つえ</p> <p>イ. 補聴器</p> <p>ウ. 義肢, 装具, 車椅子, 電動車椅子, 歩行補助つえ, 歩行器, 姿勢保持装置, 重度障害者用意思伝達装置</p> <p>エ. その他厚生労働大臣の定める補装具が交付・修理等されます。</p> <p>※詳細は立川市障害福祉課へお問い合わせください。 Tel 042 (523) 2111(代) Fax 042 (529) 8676</p>	<p>本人又はその配偶者のいずれかの市民税所得割額が46万円以上の場合には、補装具費支給の対象外となります。</p> <p>※介護保険等によって交付される補装具については当該制度による交付が優先されます。</p>	<p>立川市障害福祉課へ事前申請し、補装具費支給券の交付を受け、補装具業者が補装具の製作・修理等を行います。</p> <p>補装具の種目により、東京都心身障害者福祉センターの判定が必要です。 (児童の場合は指定育成医療機関等の意見書が必要になります。)</p>

④ 日常生活用具の給付・貸与（点字図書については、P. 33に掲載）

市内に居住する身体障害者(児)等の方に対し、日常生活を容易にするため、主に次のような種目の日常生活用具を給付(貸与)しています。(所得に応じて利用者負担があるほか、一部の種目においては、医師の意見書が必要です。)

※詳細は立川市障害福祉課へお問い合わせください。

Tel 042 (523) 2111(代) Fax 042 (529) 8676

【視覚障害の方向け】

種 目	対 象 者	対象年齢	用具上限額
暗所視支援眼鏡	夜盲又は視野狭さくの症状がある方（実機を体験し給付等が必要であると認められる方に限る。）	6歳以上	395,000円
音響案内装置	視覚障害1級・2級の方（2級の方は、送信機の給付に限る。）	6歳以上	1級 51,000円 2級 7,000円
音声式血圧計	視覚障害1級・2級の方（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）	18歳以上	15,000円
音声式体温計	視覚障害1級・2級の方（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）	6歳以上	9,000円
音声式体重計	視覚障害1級・2級の方（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）	18歳以上	18,000円
活字読上げ装置	視覚障害1級・2級の方	6歳以上	99,800円
視覚障害者用拡大読書器	視覚障害の方であって、用具の使用により文字等を読むことが可能になる方	6歳以上	198,000円
情報・通信支援用具	視覚障害1級・2級で、給付等が必要であると認められる方	6歳以上	100,000円
点字器	視覚障害の方	6歳以上	10,400円
点字ディスプレイ	視覚障害1級・2級又はそれと同程度であって、給付等が必要であると認められる方	18歳以上	383,500円
点字タイプライター	視覚障害1級・2級の方（就労若しくは就学している方又は就労が見込まれている方に限る。）	-	63,100円
電磁調理器	視覚障害1級・2級の方（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）	18歳以上	15,000円
時計	視覚障害1級・2級の方	18歳以上	13,300円
ポータブルレコーダー	視覚障害1級・2級の方	6歳以上	85,000円

【聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害の方向け】

種 目	対 象 者	対象年齢	用具上限額
移動・移乗支援用具	平衡機能障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする方	3歳以上	60,000円
屋内信号装置	聴覚障害2級の方（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる方に限る。）	18歳以上	87,400円
会議用拡聴器	聴覚障害4級以上の方	6歳以上	38,200円
ガス安全システム	喉頭摘出等により臭覚機能を喪失した方（喉頭摘出等により臭覚機能を喪失した方のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）	18歳以上	42,200円
携帯用会話補助装置	音声、言語機能障害者で音声言語の著しい障害を有する方	6歳以上	150,000円
携帯用信号装置	聴覚、音声、言語機能障害3級以上の方	6歳以上	20,200円
情報受信装置	聴覚障害者で、用具の使用によりテレビの視聴が可能になる方	6歳以上	70,000円
人工喉頭 （電動式・笛式）	喉頭摘出等により音声機能を喪失した方	6歳以上	70,100円
人工喉頭 （埋込型用人工鼻）	常時埋込型の人工喉頭を使用していることが医師の意見書等により確認できる方（医療保険適用のものを除く。）	-	1か月あたり 23,100円
聴覚障害者用通信装置	聴覚、音声、言語機能に著しい障害を有し、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる方	6歳以上	20,000円
フラッシュベル	聴覚、音声、言語機能障害3級以上の方	6歳以上	12,400円

【肢体不自由の方向け】

種 目	対 象 者	対象年齢	用具上限額
移動・移乗支援用具	下肢、体幹機能障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする方	3歳以上	60,000円
移動用リフト （リフト本体）	下肢、体幹機能障害1級・2級の方	3歳以上	257,500円
移動用リフト （スリングシート）			50,000円
ガス安全システム	下肢、体幹機能障害1級の方（障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）	18歳以上	42,200円
訓練いす	下肢、体幹機能障害1級・2級の方	3歳以上 18歳未満	33,100円
携帯用会話補助装置	肢体不自由者で音声言語の著しい障害を有する方	6歳以上	150,000円
収尿器	下肢、体幹機能障害1級・2級であり、収尿器の使用によって排せつ機能を補うことが可能な方	6歳以上	8,500円

種 目	対 象 者	対象年齢	用具上限額
情報・通信支援用具	上肢機能障害1級・2級で、給付等が必要であると認められる方	6歳以上	100,000円
体位変換器	下肢、体幹機能障害1級・2級の方（下着交換等にあって、家族等他人の介護を必要とする方に限る。）	6歳以上	15,000円
T字状・棒状のつえ	下肢、体幹機能障害を有し、用具の使用により、歩行機能を補うことが可能な方	6歳以上	3,200円
電磁調理器	上肢障害1級・2級、下肢・体幹機能障害1級の方（障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）	18歳以上	15,000円
特殊寝台	下肢、体幹機能障害1級・2級の方	6歳以上	162,800円
特殊尿器	下肢、体幹機能障害1級の方（常時介護を要する方に限る。）	6歳以上	100,000円
特殊便器	上肢障害1級・2級の方	6歳以上	90,000円
特殊マット	下肢、体幹機能障害1級・2級の方	3歳以上 18歳未満	50,000円
	下肢、体幹機能障害1級の方	18歳以上	
入浴担架	下肢、体幹機能障害1級・2級の方（入浴にあたり、家族等他人の介助を要する方に限る。）	3歳以上	133,900円
入浴補助用具	下肢、体幹機能障害を有し、入浴に介助を必要とする方	3歳以上	90,000円
便器	下肢、体幹機能障害1級・2級の方	6歳以上	16,500円
浴槽	下肢、体幹機能障害1級・2級の方	6歳以上	91,000円
ルームクーラー	けい髄損傷等により体温調節機能を喪失した方（医師により、体温調節機能を喪失したと認められた方に限る。）	18歳以上	120,000円
住宅設備改善 （住宅改修）	下肢、体幹機能障害3級の方（介護保険法適用者を除く。）	6歳以上 65歳未満	200,000円
	下肢、体幹機能障害2級以上の方（介護保険法適用者を除く。）		841,000円
	下肢、体幹機能障害2級以上の方（介護保険法適用者に限る。）		641,000円
屋内移動装置	上肢、下肢、体幹機能障害が1級の方（歩行ができない状態の方に限る。）	6歳以上	機器本体： 979,000円 設置費： 353,000円

【じん臓機能障害の方向け】

種目	対象者	対象年齢	用具上限額
透析液加温器	人工透析を必要とする方（自己連続携帯式腹膜かん流法による透析療法を行う方に限る。）	-	72,100円

【呼吸器機能障害の方向け】

種目	対象者	対象年齢	用具上限額
電気式たん吸引器	呼吸器機能障害が3級以上又は医師の意見書により必要と認められる方	-	56,400円
ネブライザー (吸入器)	呼吸器機能障害が3級以上又は医師の意見書により必要と認められる方	-	36,000円
吸引・吸入両用器	呼吸器機能障害が3級以上又は医師の意見書により必要と認められる方	-	92,400円
空気清浄器	呼吸器機能障害が3級以上の方	18歳以上	20,000円
酸素ボンベ運搬車	呼吸器機能障害が3級以上の方（医療保険その他の制度による在宅酸素療法を受けている方に限る。）	-	17,000円

【直腸、ぼうこう、小腸機能障害の方向け】

種目	対象者	対象年齢	用具上限額
ストマ用装具（1か所・1か月あたり）	直腸、ぼうこう又は小腸のいずれかの機能障害を有し、人工こう門又は人工ぼうこう造設術を受けている方	3歳以上	消化器系：9,900円 尿路系：13,000円

【すべての身体障害の方向け】

種目	対象者	対象年齢	用具上限額
頭部保護帽	転倒により頭部を強打するおそれのある方	3歳以上	38,000円
火災警報器	身体障害者手帳が1級・2級の方（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）	-	31,000円
自動消火装置	身体障害者手帳が1級・2級の方（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）	-	28,700円
紙おむつ	在宅で寝たきり又はこれに準ずる状態にある方	3歳以上	1か月あたり 10,000円

⑤ 重度身体障害者等救急通報システム

ひとり暮らし等の重度身体障害者及び難病患者が家庭内で病気や事故等の緊急事態に陥った時、無線発報器等を利用して東京消防庁等に通報され、登録された協力員により、速やかな救助を行います。そのため申請には協力員が必要となります。

対 象 者	窓口・手続
(1) 市内に住所を有する 18 歳以上のひとり暮らし等の重度身体障害者であって、障害の程度が重度（1，2級）のもの	※詳細は立川市障害福祉課へお問い合わせください。 Tel 042 (523)2111(代) Fax 042 (529) 8676
(2) 市内に住所を有する 18 歳以上のひとり暮らし等の難病患者	
(3) その他、市長が特に必要と認めるもの	